

平成 24 年 12 月 7 日

お客様各位

## 復興特別所得税に関するお知らせ

岡安商事株式会社

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

### 措置期間、課税対象、税額

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日まで (25 年間)

### 課税対象

上記期間内の個人の所得税額

### 税額

所得税額に 2.1% を乗じて得られた額

---

## 当社取扱商品についての復興特別所得税

### 取引所為替証拠金取引「くりっく 365」および商品先物取引

個人の方の場合、他の所得と合算しない「申告分離課税」により所得税が課税されます。

2013 年分の確定申告をおこなう際より、復興特別所得税が課せられます。

**純利益に対し所得税 (15%)、復興特別所得税 (15%×2.1%)、住民税 (5%) が課税**

#### 【計算例】

2013 年分の取引による純利益が 100 万円の場合

所得税 100 万円×15%=15 万円

住民税 100 万円×5%=5 万円

復興特別所得税 15 万円×2.1%=3150 円

### 商品ファンド「地球のめぐみ」

個人の方の場合、「地球のめぐみ」の利益分配金および解約差益に対してかかる所得税を源泉徴収する際に、復興特別所得税が併せて徴収されます。

「地球のめぐみ」の利益分配金および解約差益は、雑所得として源泉徴収されますが、総合課税となるため、確定申告をすることにより源泉徴収された所得税及び復興特別所得税等の還付を受けられることがあります。

**源泉所得税及び復興特別所得税 20.42% (所得税 20%+所得税額の 2.1%)**

### 純金積立「GOLD BUILD PLAN」

2013 年分の確定申告をおこなう際より、当該年に現金換金し純利益が発生した場合で、所得税の申告が必要なときは、復興特別所得税が併せて課せられます。

・・・詳細につきましては、税理士や税務署等にご相談下さい。・・・